

身の回りにある福祉のマーク

ヘルプマーク・ヘルプカード

障がいのある人や、認知症のある人、難病の人、妊娠している人などの中には、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人がいます。これらを身に付けている人を見掛けたら、必要なサポートをお願いします。

対象 周囲のお手伝いが必要な人

配布場所 市福祉課、県障がい福祉課、県内の各保健福祉事務所

ふくおか・まごころ駐車場

県と協定を結んでいる商業施設や公共施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、利用証の交付を受けた人が利用できる制度です。詳しくは県のホームページを確認するかお問い合わせください。なお、市民に限り、市福祉課で利用証を交付しています。

交付対象者

- ・身体障害者手帳で該当の等級の人 ※障がいの種類によって利用証が発行できる等級が異なるため、事前にお問い合わせください
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・特定医療費（指定難病）受給者
- ・介護保険要介護1以上の人 ・妊娠7カ月から産後3カ月までの人
- ・車いすなどを使用しているけが人 ※診断書の提出が必要です

障がいに関する手帳を持っている人が利用できる主な制度

この他にも、有料高速道路の通行料金や公共交通機関での割引など、手帳の等級に応じてさまざまなサービス、制度が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせいただくか、市公式ホームページをご覧ください。

税金の免除

持っている手帳の種類・等級によって、所得税や住民税、自動車税が減免になる場合があります。

NHK放送受信料の減免

全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税世帯の場合

半額免除 次のいずれかに当てはまる人が世帯主でかつ受信契約者である場合

- ・視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳を持っている人
- ・身体障害者手帳1級または2級の人
- ・療育手帳Aの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

※毎年度、課税状況や手帳の等級の調査があるため、非該当の場合にはさかのぼって受信料を請求されます。また転出や転入した場合、転入先の自治体で申請が必要です

市は「障害」という文字を使わず「障がい」と表記するようにしていますが、法律用語などの固有名詞はそのまま「障害」と表記しています。



▲赤色のヘルプマーク（左）とヘルプカード



▲緑色の掲示が目印です



▲市役所前にあるバス停の点字ブロック

点字ブロックとは

正式な名称は「視覚障害者誘導用ブロック」といいます。地面や床面に敷設されており、線や点の突起があることで、足の裏や白杖で確認できるよ

ちよつと待って！
そこに停めて本当に大丈夫？



問い合わせ 市福祉課 ☎ 43・8189

うになっています。また、視力が低下している人でも認識しやすいように、原則、黄色のものがほとんどです。

日本で生まれた視覚障がい者の命綱

点字ブロックは今から約50年前、岡山県で自営業を営む傍ら、発明家として活躍していた三宅精一氏が発明したものです。かねてから交通に関連した特許を多く持っていた三宅氏は、車道を渡ろうとしている白杖を持った人の隣を自動車が進むと横切った危険な場面に遭遇しました。これがきっかけとなり、視覚に障がいがある人が道を安全に歩行できる方法を模索し、点字ブロックの発明に至りました。

た。昭和42年、世界で初めて点字ブロックが岡山県内の盲学校の近くの交差点に敷設されました。

「線」は進行方向「点」は注意を示す

日本の点字ブロックは、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格「JIS（日本工業規格）」によって、形状や大きさなどが決まっています。線状の突起のブロックは「誘導ブロック」と呼ばれ、突起の向きが進行方向を示しています。また、点状の突起のブロックは「警告ブロック」と呼ばれ、横断歩道の前や階段の前、誘導ブロックが交差する分岐点など、危険な場所や目的地を示しています。

また、JISを基に、点字ブロックの国際規格も定められており、現在では多くの国に広がっています。

ふさがれて困っています

点字ブロックは、視覚に障がいのある人が、自立した生活を送るための助けとなつて

います。一方で、歩道に置かれた自動車や自転車、店の看板、荷物などが、点字ブロックをふさいでしまっている場合もあります。「少しの時間なら大丈夫」「点字ブロックを必要としている人は近くにいないから」などと考えず、ご理解とご協力をお願いします。

12月3日から12月9日は障害者週間

障害者週間とは、障がいのある人の法律や制度について基本的な考え方を示した障害者基本法に定められたもので、障がいのある人たちの社会参加を推進し、理解と認識を深めるための週間のことです。

障がいのある人は、日常生活のさまざまな面で不自由を感じていることがあります。また、けがや病気、加齢などによって、誰にでも障がいがある可能性があります。

まずは自分の行動を見直すことから始めてみませんか。「何かお手伝いしましょうか」「何かお困りではありませんか」。あなたのその一言が助けになります。